調布市子ども発達センター

令和９年度通園事業（児童発達支援）利用児童募集要項

本事業は、児童発達支援という児童福祉法に基づく障害福祉サービスの一つであり、専門的支援を必要とする３歳～５歳児を対象とした通園療育です。

児童の特性に応じた個別療育プログラムを提供し、遊びを通して、コミュニケーション・社会性等の社会的能力、認知能力、運動・活動能力の育ちを支援します。また、日々の療育の中で、一人ひとりに応じた生活習慣の確立を目指します。

１　募集対象

(1)　調布市在住の令和３年４月２日から令和６年４月１日までに生まれた児童

(2)　発達に遅れやかたよりがあり、障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳、又は精神障害者保健福祉手帳)を所持、もしくは療育が必要であると医師又は専門職(作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士等）が判断した児童

２　募集人数

１５名程度

ただし、保育園と併せて利用する児童については、募集人数１５名のうち若干名の募集。

３　必要書類

(1)　調布市子ども発達センター通園事業利用申込書

(2)　次のいずれかの写し

・障害者手帳

・医師の診断書又は専門職が記載した意見書等

・児童福祉通所受給者証

４　日程

(1)　説明会　　令和８年８月１２日（水）

(2)　広報掲載　　市報１０月５日号及び調布市ホームページ

(3)　申込期間　　令和８年１１月２日（月）～１１月２０日（金）

(4)　面接期間　　令和８年１１月９日（月）～１１月２７日（金）

(5)　結果通知　　令和８年１２月下旬予定（文書で通知）

５　「児童福祉通所受給者証」について

本事業の利用に際しては「児童福祉通所受給者証」が必要となります。お持ちでない場合は、利用開始前に障害福祉課で手続きをしていただきます。

６　利用者負担(利用料)

就学前障害児の発達支援の無償化対象事業ですが、給食費や行事・創作活動等にかかる費用は、自己負担となります。

７　その他

本事業は、基本的に児童の単独通園ですが、常時医療的管理が必要な児童は、保護者

と一緒に通所していただく場合があります。
　保育園と併せて利用を希望される場合は、事前に相談事業担当までお問い合わせください。